

## 議第82号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 5月18日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例

京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「	京都市立洛陽工業高等学校	京都市南区唐橋大宮尻町22番地	」	を
削り、				
「	京都市立京都堀川音楽高等学校	京都市中京区油小路通御池押油小路町238番地の1	」	を
「	京都市立京都堀川音楽高等学校	京都市中京区油小路通御池押油小路町238番地の1	」	に
京都市立京都工学院高等学校	京都市伏見区深草西出山町23番地	」		

改める。

附 則

この条例は、各高等学校に関する部分につき市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市立京都工学院高等学校を設置するとともに、京都市立洛陽工業高等学校を廃止する必要があるので提案する。